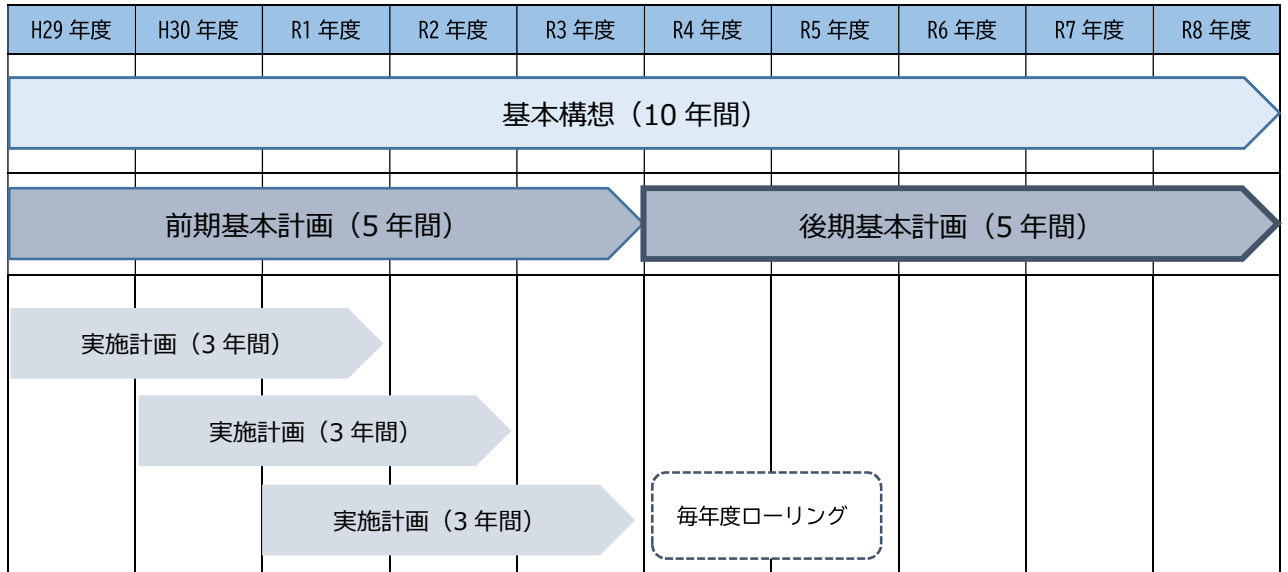


第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画（案）について

1 計画期間



2 基本計画の考え方

基本構想では、将来都市像・将来人口・土地利用構想の実現のため、6つの政策展開の方向※を定めました。この政策を実現する手段が、28の施策であり、すべての施策を着実に実施する必要があります。

基本計画では、それぞれの施策において施策別計画を定め、目標及び達成度を成果指標として「見える化」し、「何を」「いつまでに」「どこまで」進めていくのか、また、進んでいるのかを評価・検証しながら、市民目線で成果を重視する市政を推進していきます。

第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。 ※政策展開の方向は、後期基本計画の策定に合わせて、令和3年9月に一部変更しています。

■基本計画の位置づけ

